

# ワーク・ライフ・バランス関係資料

## 1 ワーク・ライフ・バランスの状況

- ① ワークライフバランスの考え方
- ② 男性の長い労働時間
- ③ 第1子出産前後の妻の就業状況の変化
- ④ 仕事と育児の両立のための制度(育児休業制度)
- ⑤ 近年の育児休業制度の状況(全国との比較)
- ⑥ 出産期の退職理由(全国)
- ⑦ 仕事と育児の両立のための制度(短時間勤務制度等)
- ⑧ 仕事と育児の両立のための制度の利用状況
- ⑨ 女性の就労継続、再就職に必要なと思うこと

## 2 女性の就業状況

- ① 人口と就業率の長期トレンド
- ② 女性の年齢別有業率
- ③ 女性の労働力率(年齢階層別・全国比較)
- ④ 就業者の県外等通勤率の変化(奈良県・男女別)
- ⑤ 通勤時間と有配偶女性の就業率

### (参考) 合計特殊出生率と女性就業率等との関係

- ① 合計特殊出生率と有配偶女性の就業率
- ② 合計特殊出生率と有配偶女性の通勤・通学平均時間
- ③ 合計特殊出生率と有配偶男性の通勤・通学平均時間
- ④ 合計特殊出生率と女性の平均帰宅時間(有業者)
- ⑤ 合計特殊出生率と男性の平均帰宅時間(有業者)

## 1-① ワーク・ライフ・バランス ワークライフバランス(WLB)の考え方

### 子育て期のワーク・ライフ・バランスについて

**ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女とも無理なく、仕事と子育て(家庭・地域)を両立することが可能**

たとえばワーク・ライフ・バランスが達成されている状態とは、

- ◆ 社会全体にワーク・ライフ・バランスを実現しようとする機運がある
- ◆ ワーク・ライフ・バランスが可能な職場環境や待機児童がないなど保育環境が整備されている
- ◆ 特に女性にとっては、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が「出産や子育て期を通じて仕事を継続」や「出産や子育て後に円滑に職場復帰」できるなどの様々な選択枝が用意されている
- ◆ 特に男性にとっては、子育て・家事や地域活動に参画できる

**ワーク・ライフ・バランスの実現 = 子育てしやすい環境**

子育て期にあっては、ワーク・ライフ・バランスの実現はすなわち子育てしやすい環境であることから、「男女とも様々な場でのいきいきとした活躍」また、「子どもの健やかな育ち」といった視点から施策を検討

### (参考) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは

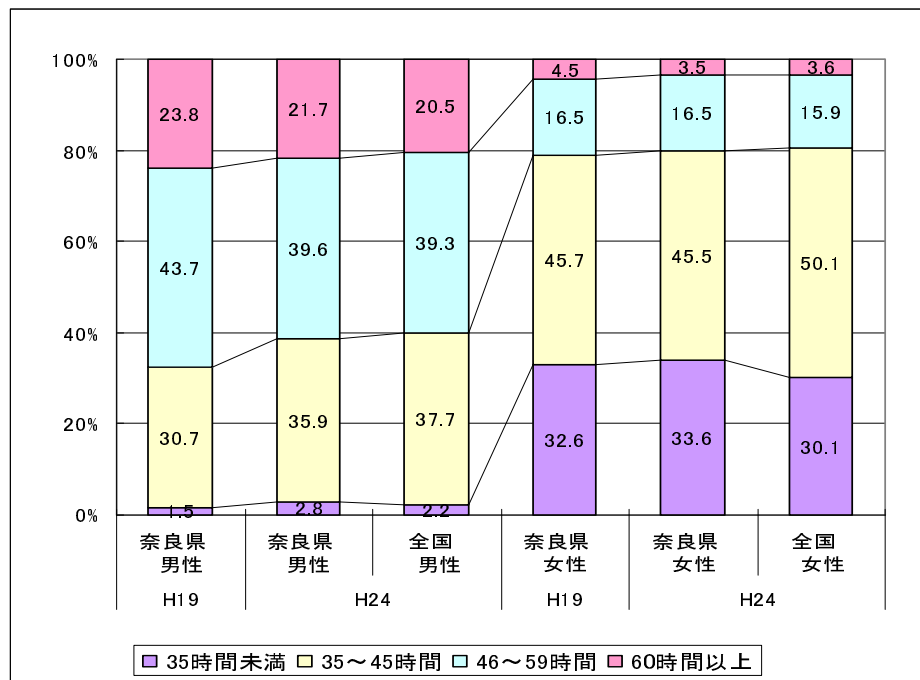
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

- 経済的自立を必要とするとりわけ若者にとって、就労による経済的自立が可能である
- 健康で豊かな生活のため、家族と過ごしたり、地域活動への参加などの時間が確保できる
- 様々な機会が用意されており、子育て期など個人の状況に応じて、多様な働き方・生き方が選択できる

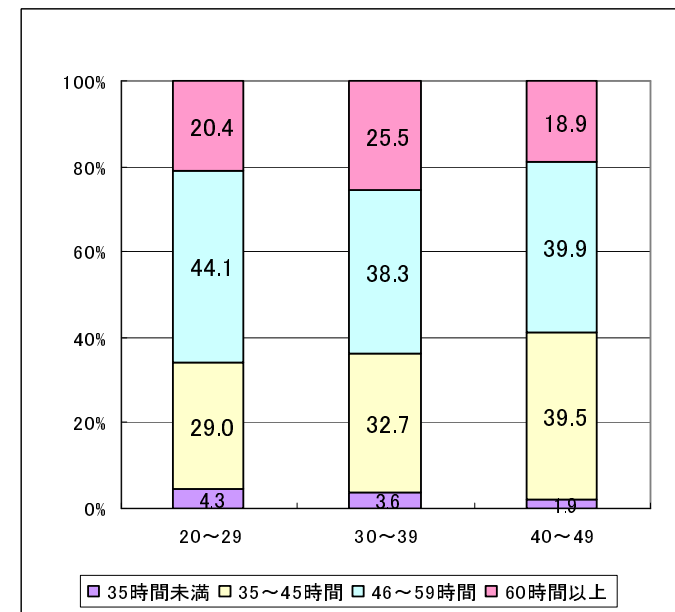
## 1-② ワーク・ライフ・バランス 男性の長い労働時間

- 週60時間以上労働している男性の割合は、(H19)23.8%→(H24)21.7%、週46～59時間では(H19)43.7%→(H24)39.6%と減っているものの、男性の労働時間は女性と比較して依然長い。
- 奈良県の男性の労働時間は全国値(週60時間以上が20.5%、週46～59時間が39.3%)と大きな差はないものの、通勤時間が長いことから、家事・子育てのための時間が全国より少ないとも考えられる。
- 年代別では、週60時間以上労働している男性の割合は30歳代で25.5%と最も高い。

有配偶者の1週間あたりの労働時間(雇用者・男女)



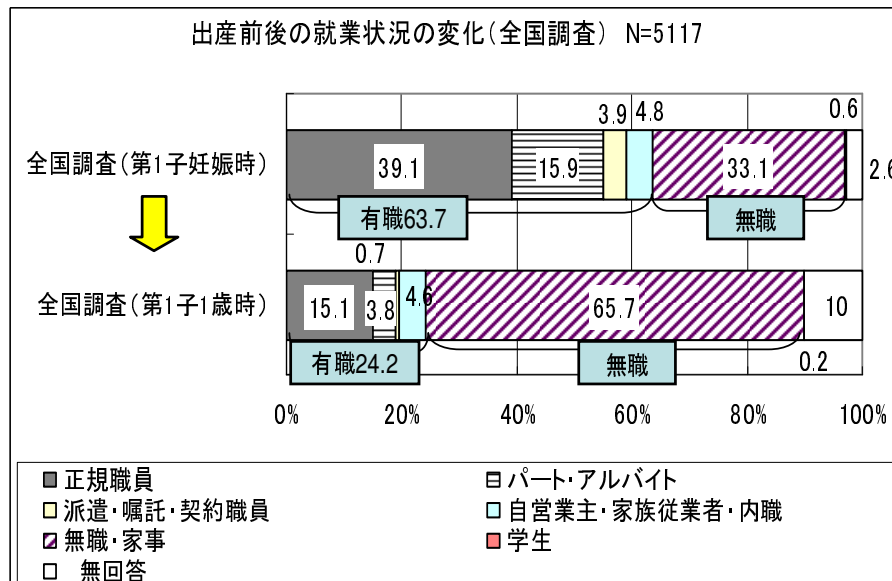
有配偶男性の1週間あたり労働時間



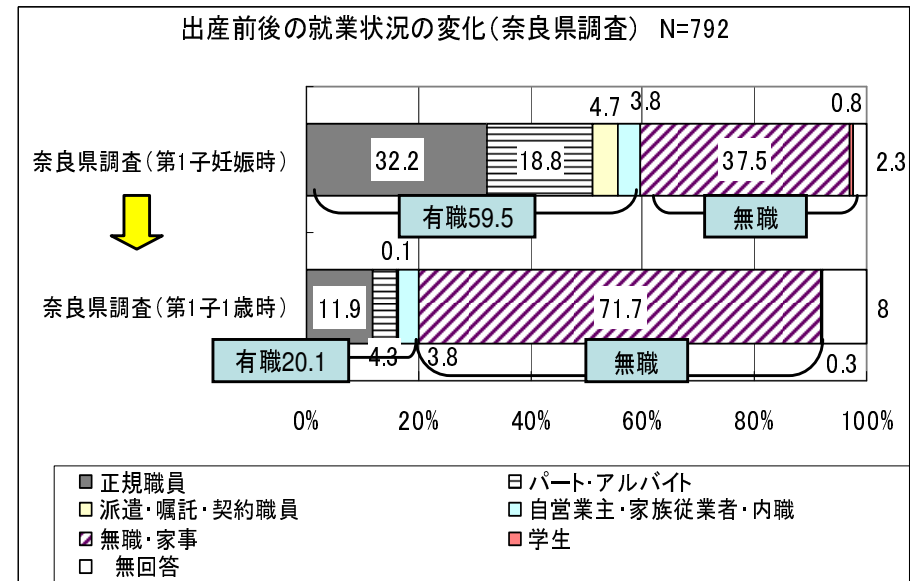
【出典：就業構造基本調査(総務省)】

# 1-③ ワーク・ライフ・バランス 第1子出産前後の妻の就業状況の変化

- 全国では、第1子妊娠時に就業中の妻は63.7%であるが、第1子1歳時には24.2%にまで減少。第1子出産前後で、働いていた妻のうち約62%の人が子どもが1歳時には仕事を辞めていることになる。
- 奈良県でも同様で、第1子妊娠時に就業中の妻は59.5%であるが、第1子1歳時には20.1%に減少。第1子出産前後で約66%の人が子どもが1歳時には仕事を辞めている。



出展: 第13回出生動向基本調査(夫婦調査)(平成17年)



出展: 奈良県少子化実態調査(平成20年)

## 1-④ ワーク・ライフ・バランス 仕事と育児の両立のための制度(育児休業制度)

### 1 育児休業制度について

#### 育児休業制度とは

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができる。

#### パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、休業可能期間が延長され、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できる。

#### 育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば、育児休業を取得することができる。

休業取得を申し出た時点において、次の①、②のいずれにも該当する期間雇用者は、育児休業を取得することができる。

- ① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

#### 育児休業給付金の支給

平成22年4月1日以降に、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定要件を満たした人が対象。

原則として、休業開始時の40%(ただし、当分の間は50%)が支給される。

### 2 育児休業に関する県内の状況について(平成24年度職場環境調査報告書より)

#### 1 育児休業制度の規定状況(平成24年7月31日現在)

就業規則に「規定している」が84.5%。規模別では「300人以上」で100%で最も高く、規模が小さくなるほど低くなっており、「10~29人」で63.9%。産業別では、「金融・保険・不動産業」が96.8%で最も高い。

#### 2 従業員の育児休業時の対応(平成23年度)

何らかの対応をとった事業所の割合は32.2%。

## 1-⑤ ワーク・ライフ・バランス 近年の育児休業制度の状況(全国との比較)

- 育児休業制度を「就業規則に規定している」県内の事業所は84.5%であるが、この割合は事業所の規模が小さくなると低くなっている(平成24年度調査)。
- 平成24年度調査(平成23年度実績)では、育児休業取得対象者がいた場合に、育児休業を取得した割合は、奈良県の女性は94.8%と高いが、男性では1.4%となっている。

### 1 育児休業制度の規定状況

(単位:%)

		事業所全体						小規模事業所					
		19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
育児休業制度の規定有り	奈良県	78.9	75.3	83.1	84.3	85.4	84.5	48.7	49.6	64.7	57.9	63.9	63.9
	全国		66.4	68.0	68.3		72.4		61.4	61.2	63.3		67.3

○全国データは、不定期に調査する項目のため、H19年度・H23年度はデータなし。

○小規模事業所…全国:常用労働者数5~29人、奈良県:常用労働者数10~29人

### 2 育児休業の取得状況

(単位:%)

		男性						女性					
		19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
育児休業取得対象者のうちの取得割合	奈良県		0.8		0.9	3.3	1.4		80.2		93.0	96.7	94.8
	全国	1.6	1.2	1.7	1.4	2.0	1.9	89.7	90.6	85.6	83.7	87.8	83.6

○奈良県調査のH20年度までは3年に1回の調査項目で、H22年度からは毎年の調査項目

○「育児休業取得対象者」は、各調査年度の前年度に、在職中に出産した人数(男性の場合は、配偶者が出産した人数)

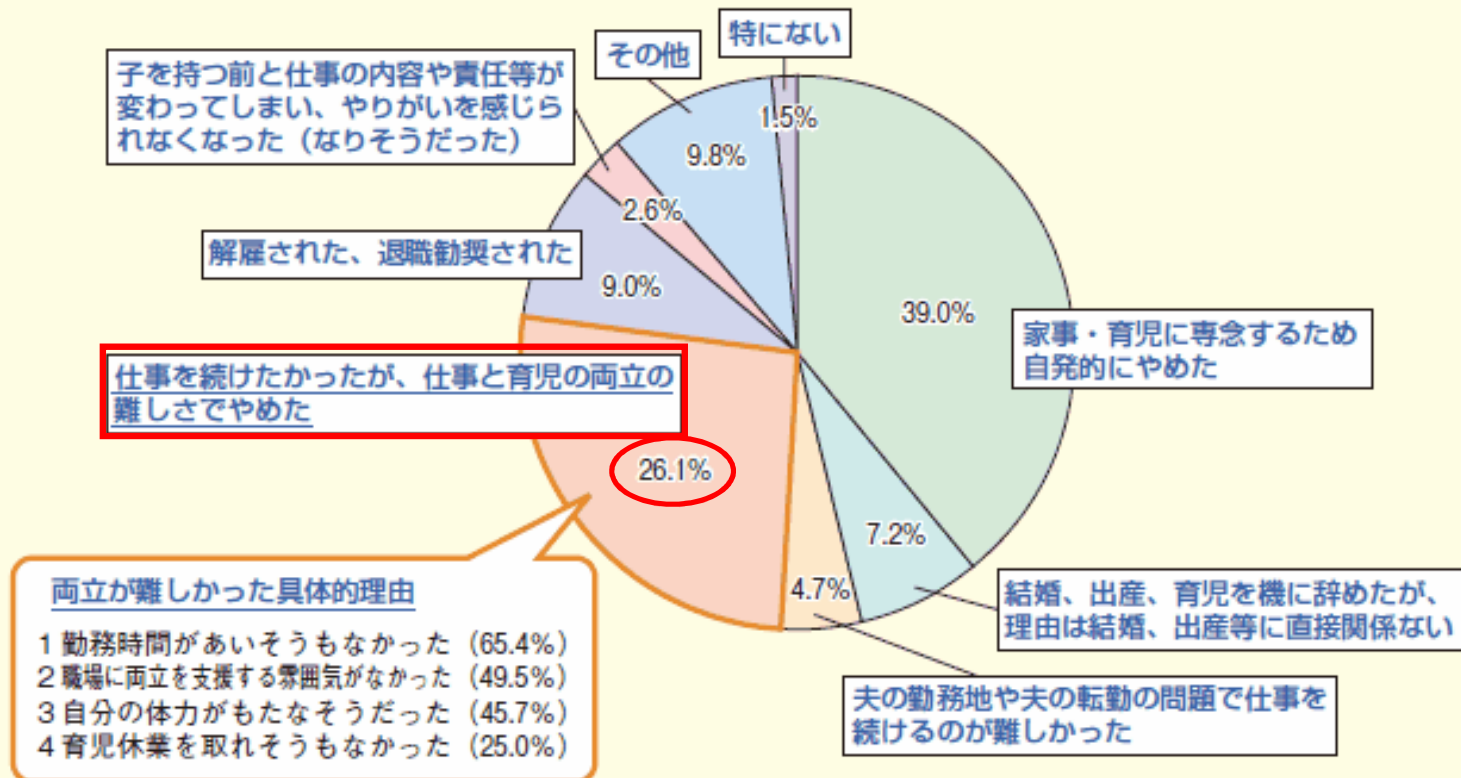
※奈良県調査のH20年度は、H17.4.1からH20.9.30までの間に在職中に出産した人数(男性の場合は、配偶者が出産した人数)

【出典】奈良県:職場環境調査(10人以上の事業所を無作為に1500抽出)

全国:雇用均等基本調査(5人以上の事業所を無作為に約5800抽出)

## 1-⑥ ワーク・ライフ・バランス 出産期の退職理由(全国)

○出産を機に退職した女性の約4分の1が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめている。



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」(厚生労働省委託)(2008年)

## 1-⑦ワーク・ライフ・バランス 仕事と育児の両立のための制度(短時間勤務制度等)

### ● 幼児を育てながら働き続ける制度

#### 短時間勤務制度

事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならない。  
(平成24年7月1日からは、常時100人以下の労働者を雇用する事業主についても適用)

#### 所定外労働の制限

事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならない。  
(平成24年7月1日からは、常時100人以下の労働者を雇用する事業主についても適用)

#### 子の看護休暇

小学校の入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に、1年につき子が1人なら5日まで、子が2人なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができる。  
(有給か無休かは会社の定めによる)

#### 時間外労働、深夜業の制限

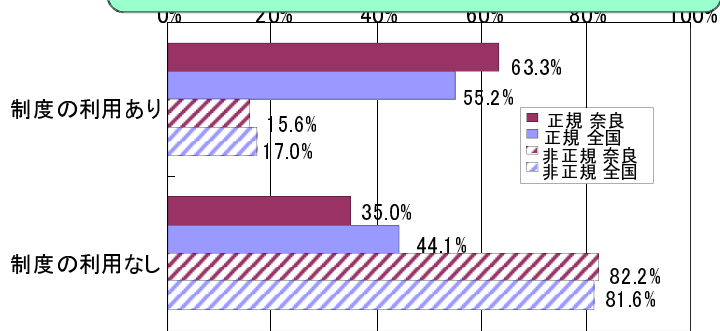
小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合は、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない。  
また、深夜(午後10時から午前5時まで)において、労働させてはならない。



# 1-⑧ ワーク・ライフ・バランス 仕事と育児の両立のための制度の利用状況

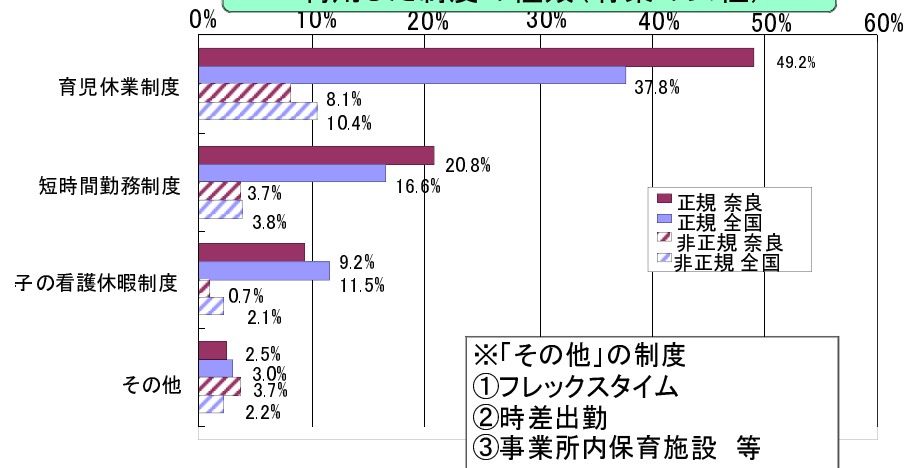
- 奈良県においては、育児をしながら働き続ける女性の63.3%が育児休業等制度を利用している。
- 正規雇用の子育て中の女性では、育児休業等制度を利用した人の割合は63.3%と全国より高いが、非正規雇用の利用率は全国と同様、低水準。
- 正規雇用の女性が利用した制度の内容は、「育児休業」の割合が49.2%に対して、育児休業復帰後等に利用できる「短時間勤務制度」が20.8%、「子の看護休暇制度」が9.2%と低い。

仕事と育児の両立のための制度の利用状況 (有業の女性)



※対象: 6歳未満の子の育児をする25~45歳の有業女性  
 ※抽出調査のため「利用あり」「利用なし」の合計が100%とならない

利用した制度の種類 (有業の女性)



※「その他」の制度  
 ①フレックスタイム  
 ②時差出勤  
 ③事業所内保育施設 等

※対象: 6歳未満の子の育児をする25~45歳の有業女性  
 ※複数回答

【出典: H24就業構造基本調査(総務省)】

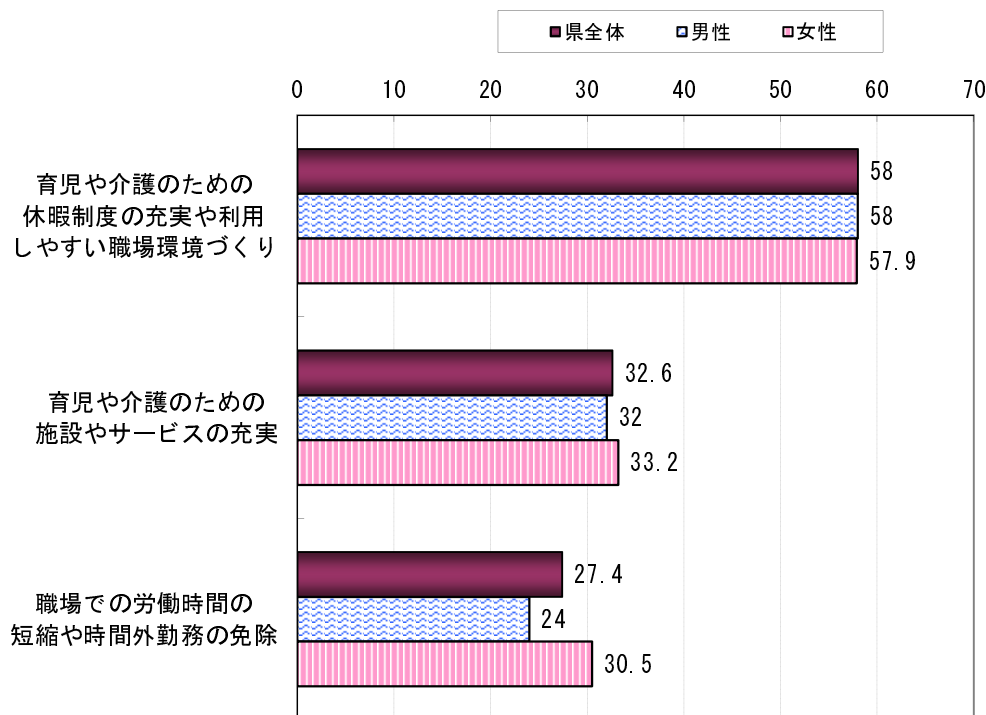
# 1-⑨ ワーク・ライフ・バランス

## 女性の就労継続、再就職に必要なと思うこと

○ 出産・子育て・介護などの理由で女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なと思うことの1位は、県全体・男性・女性ともに「育児や介護のための休暇制度の充実や利用しやすい職場環境づくり」。

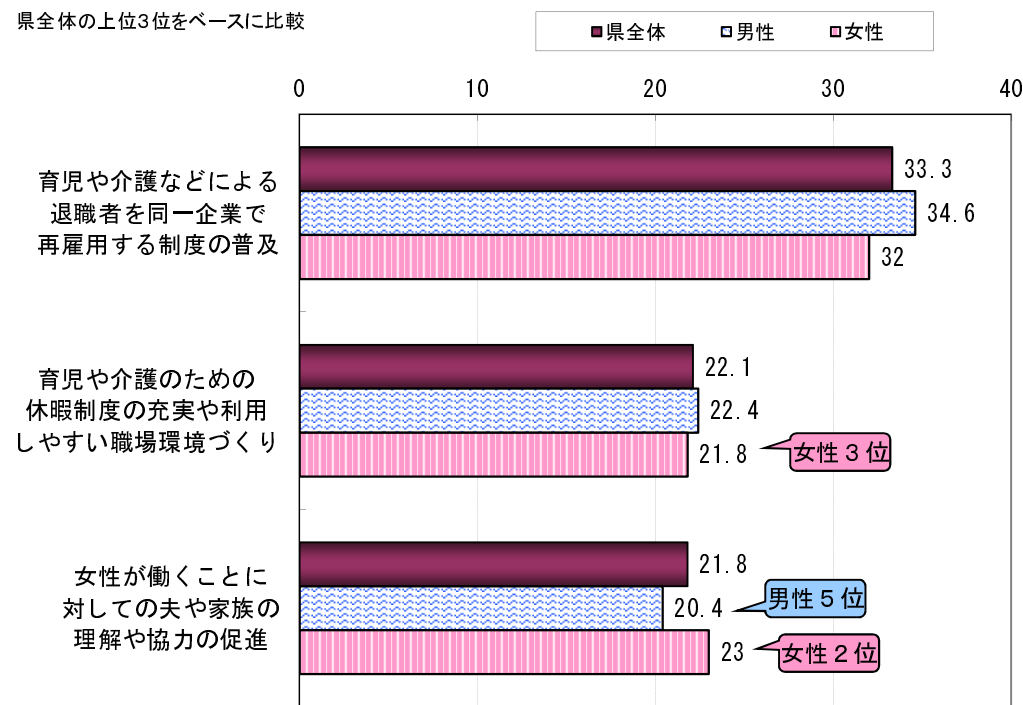
○ 出産・子育て・介護などの一段落後、再就職を希望する女性が再就職するために必要なと思うことの1位は、県全体・男性・女性ともに「育児や介護などによる退職者を同一企業で再雇用する制度の普及」。

女性が働き続けるために必要なと思うこと(上位3位)



女性が再就職するために必要なと思うこと

県全体の上位3位をベースに比較



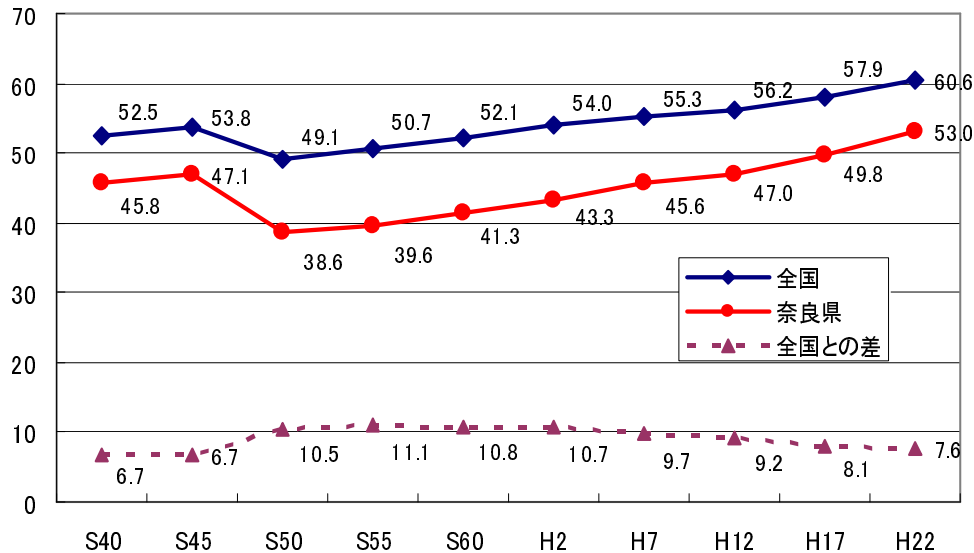
男性の3位は「在宅勤務、フレックスタイム制などの多様な就労スタイルの普及」(22.1%)

【出典：H25年度県民アンケート調査(統計課)】

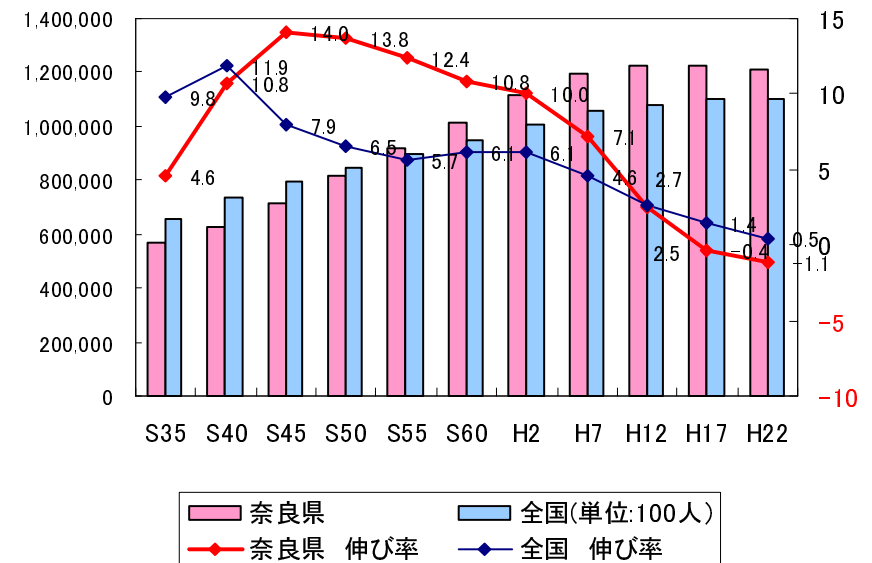
## 2-① 女性の就業状況 人口と就業率の長期トレンド

- 奈良県の女性の就業率は、昭和50年代から全国との差が10%以上あったが、平成7年以降は、緩やかに縮小している。
- 昭和50年代から平成7年頃までは、奈良県の人口増加率は全国平均を大きく上回り、県外からの転入世帯に、専業主婦が多かったことが推察される。

女性の就業率の推移(奈良県・全国15～64歳)



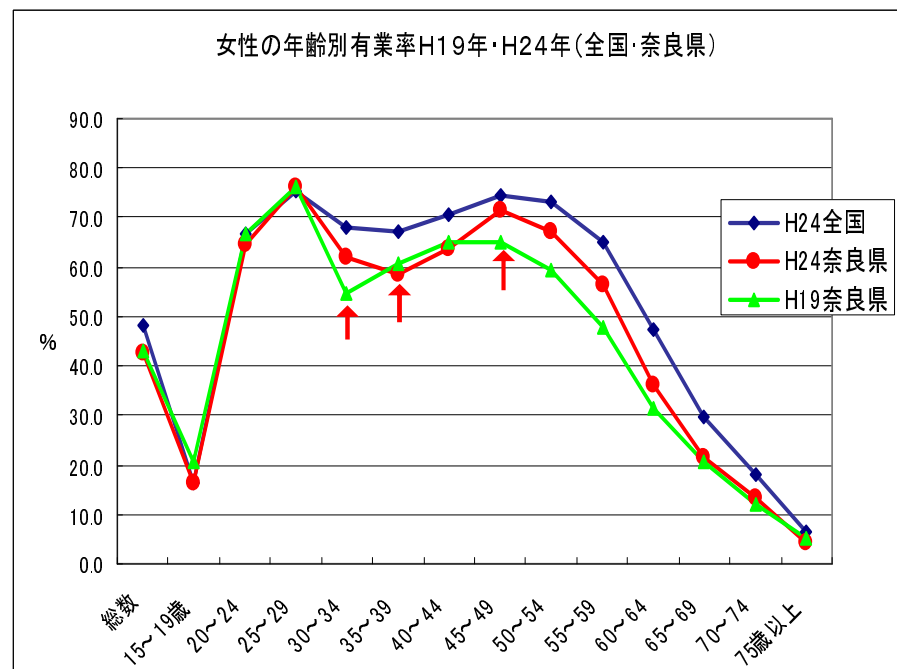
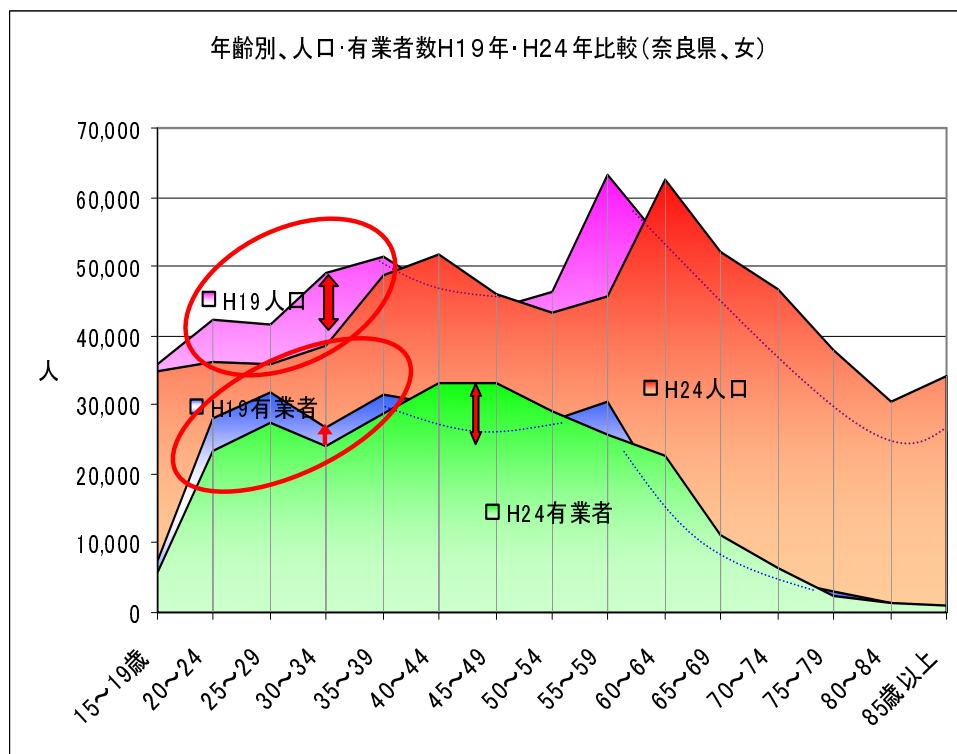
15歳以上人口の推移(全国・奈良県)



【出典：国勢調査(総務省)】

## 2-② 女性の就業状況 女性の年齢別有業率

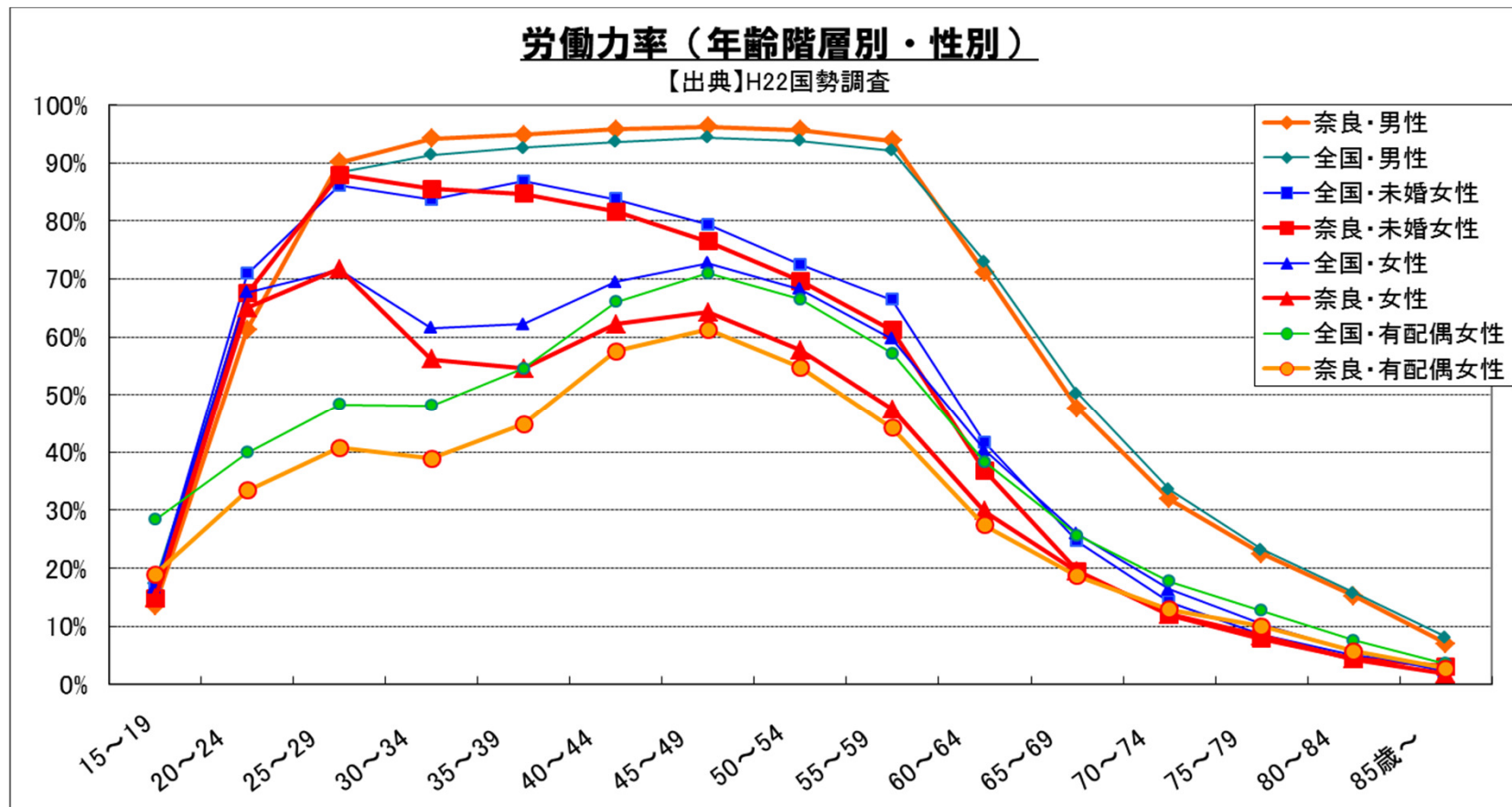
- 平成19年から平成24年にかけて、奈良県の女性の人口は、20歳から35歳で大きく減少しているものの、有業者数の減少は低く止まっている。このため、30歳代の年齢別有業率の落ち込み(M字の底)は浅くなり、右に移行してきている。
- また、40歳代後半から50歳代の有業者数も維持されていることから、この年代の有業率は、全国との差が縮小してきている。



【出典:就業構造基本調査(総務省)】

## 2-③ 女性の就業状況 女性の労働力率(年齢階層別・全国比較)

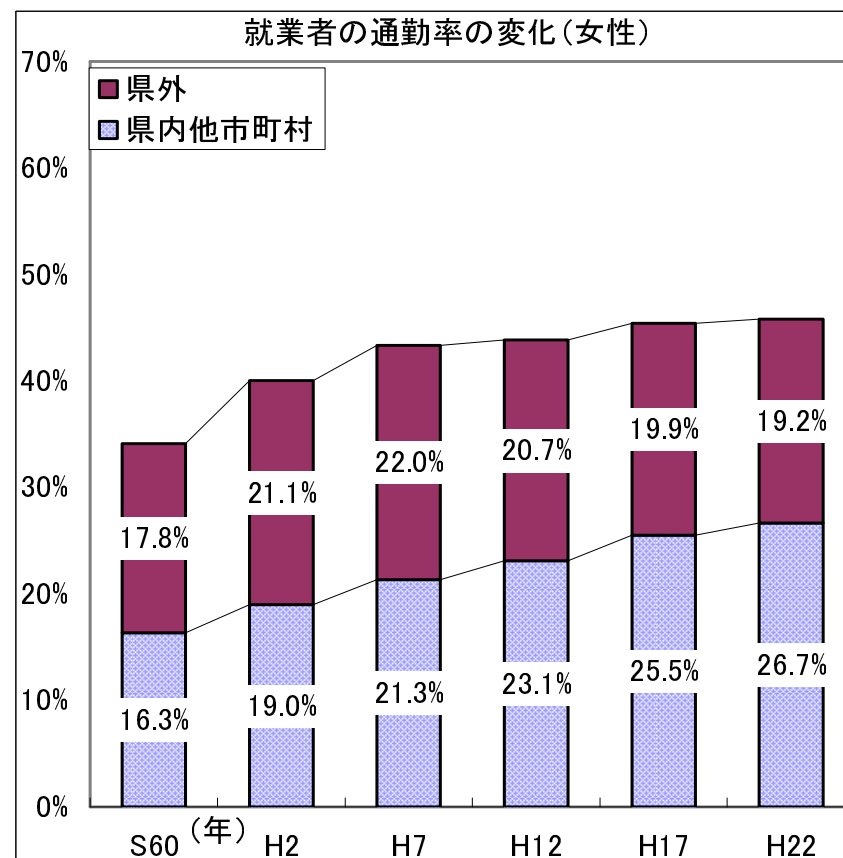
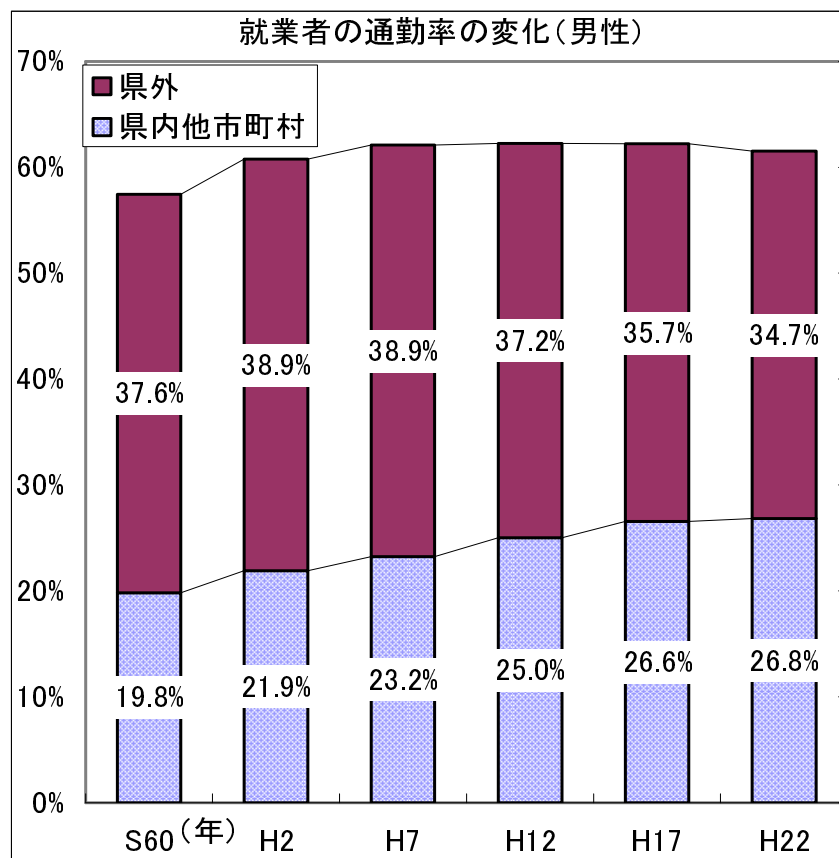
○ 奈良県の女性の労働力率は、未婚女性は全国との差はほとんどないが、40歳代までの有配偶女性は全国との差が大きく、全国に比べM字カーブが深い。



労働力率 = (就業者 + 完全失業者) / 15歳以上人口

## 2-④ 女性の就業状況 就業者の県外等通勤率の変化(奈良県・男女別)

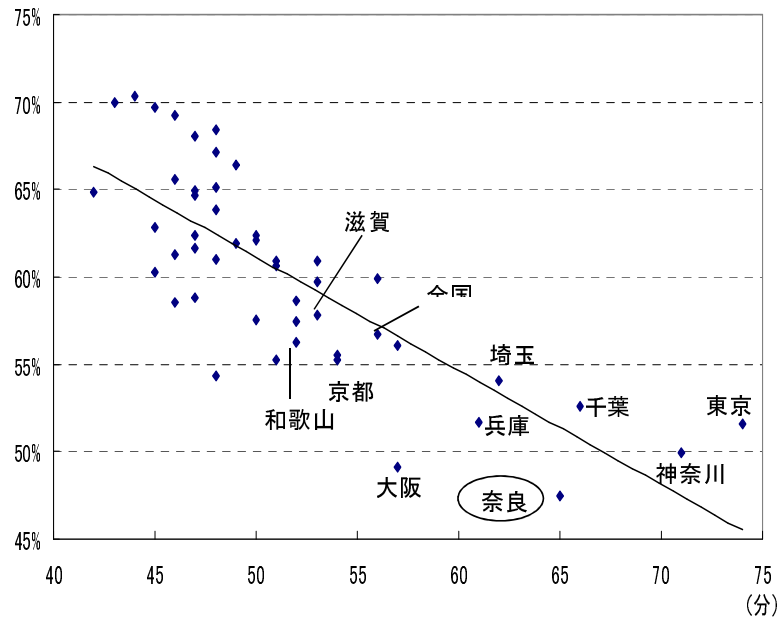
- 県外への通勤率は、男女ともに平成7年をピークとして低下傾向。
- 県内各市町村への通勤率は、男女ともに上昇傾向だが、男性より女性の方が顕著に上昇。



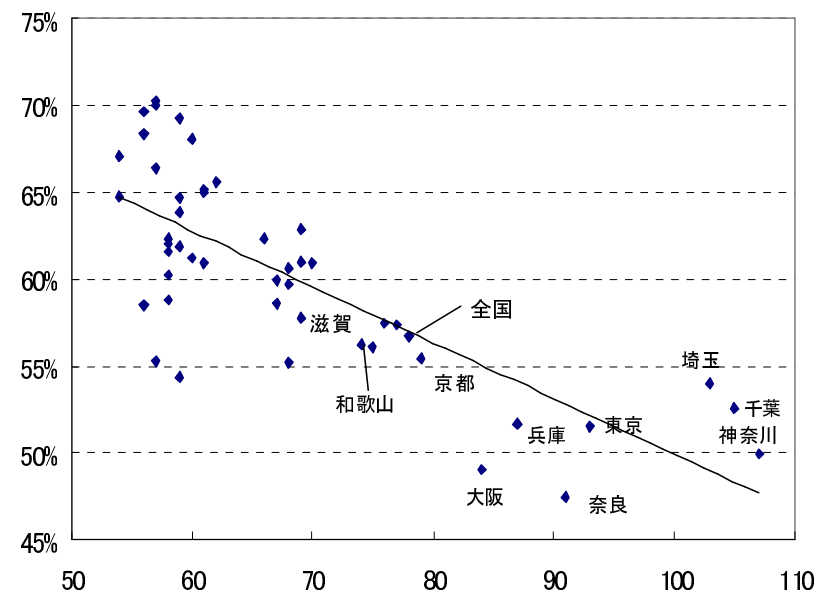
## 2-⑤ 女性の就業状況 通勤時間と有配偶女性の就業率

- 有配偶女性の就業率と通勤時間には相関関係があり、通勤時間が長い大都市圏の地域ほど就業率が低い。
- 有配偶女性の就業率は男性(配偶者)の通勤時間とも相関関係がある。男性の通勤時間が長い地域は、帰宅時間が遅く家事や子育てに参画できないことが、女性の就業を阻害しているとも考えられる。

女性の通勤時間と女性の就業率の関係



男性の通勤時間と女性の就業率の関係

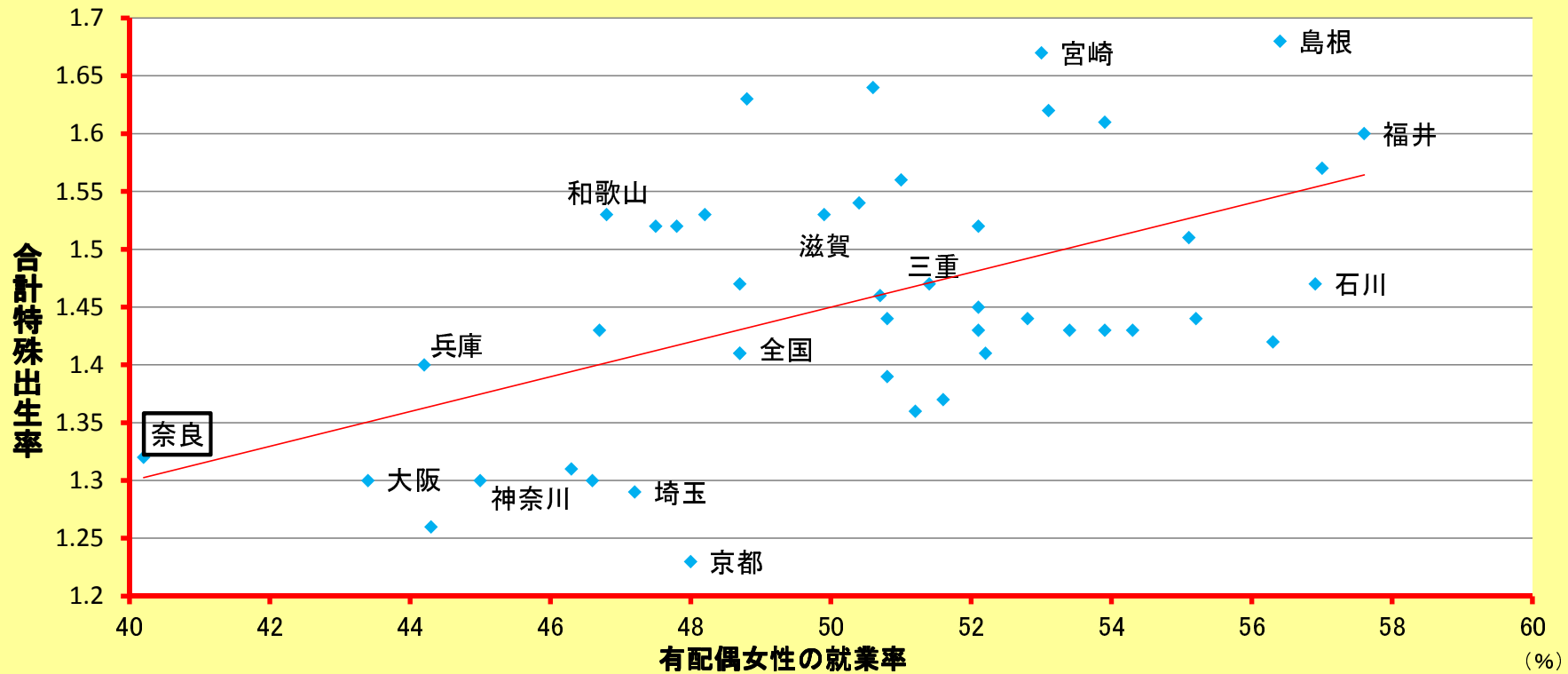


縦軸: 有配偶女性(20歳~64歳)の就業率  
横軸: 有配偶の有業者の1日の通勤時間

【出典: H22国勢調査、H23社会生活基本調査(総務省)】

## (参考)① 合計特殊出生率と有配偶女性の就業率の関係

- 奈良県の「有配偶女性の就業率」は40.2(全国48.7)で全国47位(降順)、「合計特殊出生率」は1.32(全国1.41)全国39位(降順)。
- 「有配偶女性の就業率」が高くなるほど「合計特殊出生率」が高くなる相関がある。(相関係数0.42)



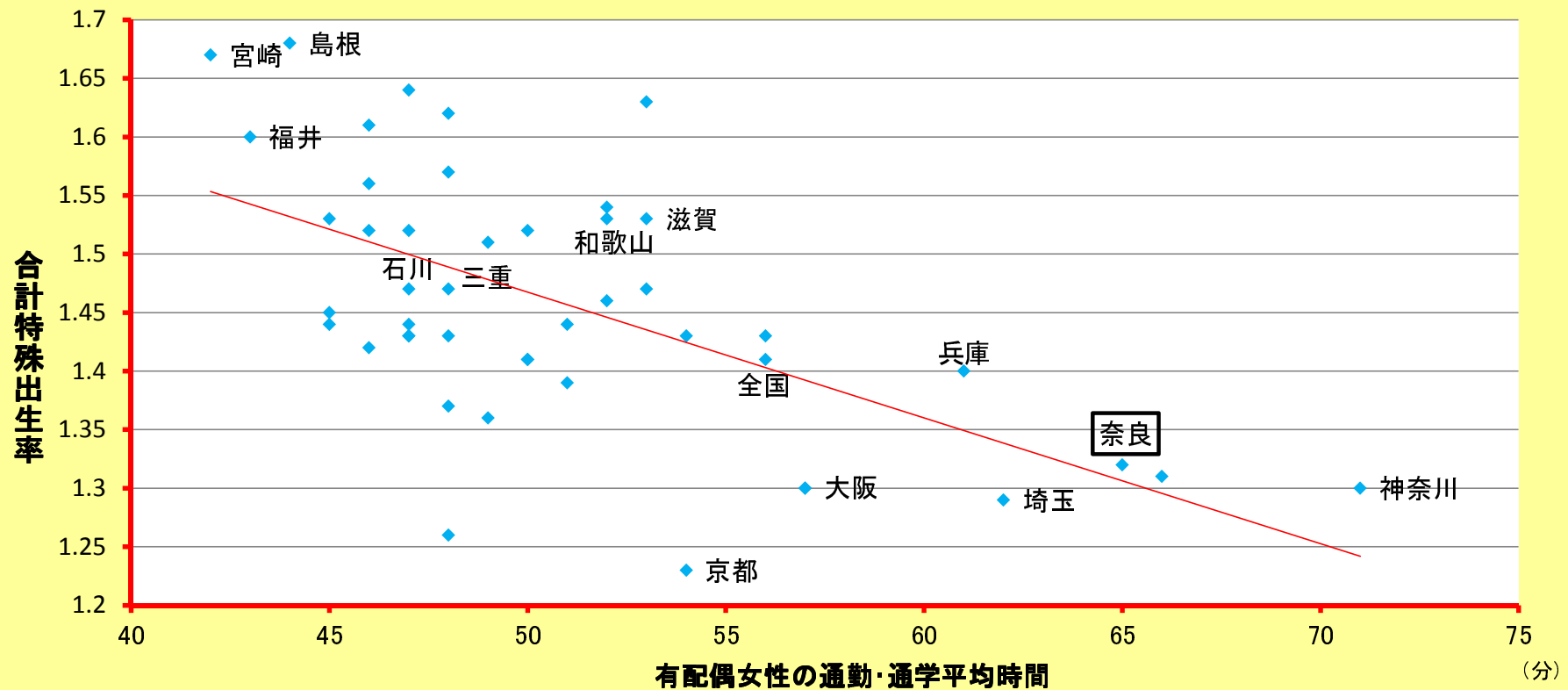
「女性(有配偶)の就業率」の出典は、平成22年「国勢調査」  
 合計特殊出生率の「東京都1.09」と「沖縄県1.90」は異常値とみなし、上記相関図から除外。

出典:「国勢調査」(平成22年度)、「合計特殊出生率」人口動態統計(平成24年)



## (参考)一② 合計特殊出生率と有配偶女性の通勤等平均時間の関係

- 奈良県の「有配偶女性通勤・通学平均時間」は65分(全国56分)で全国29位(降順)、「合計特殊出生率」は1.32(全国1.41)全国39位(降順)。
- 「有配偶女性通勤・通学平均時間」が長くなるほど「合計特殊出生率」が低くなる相関がある。(相関係数0.60)

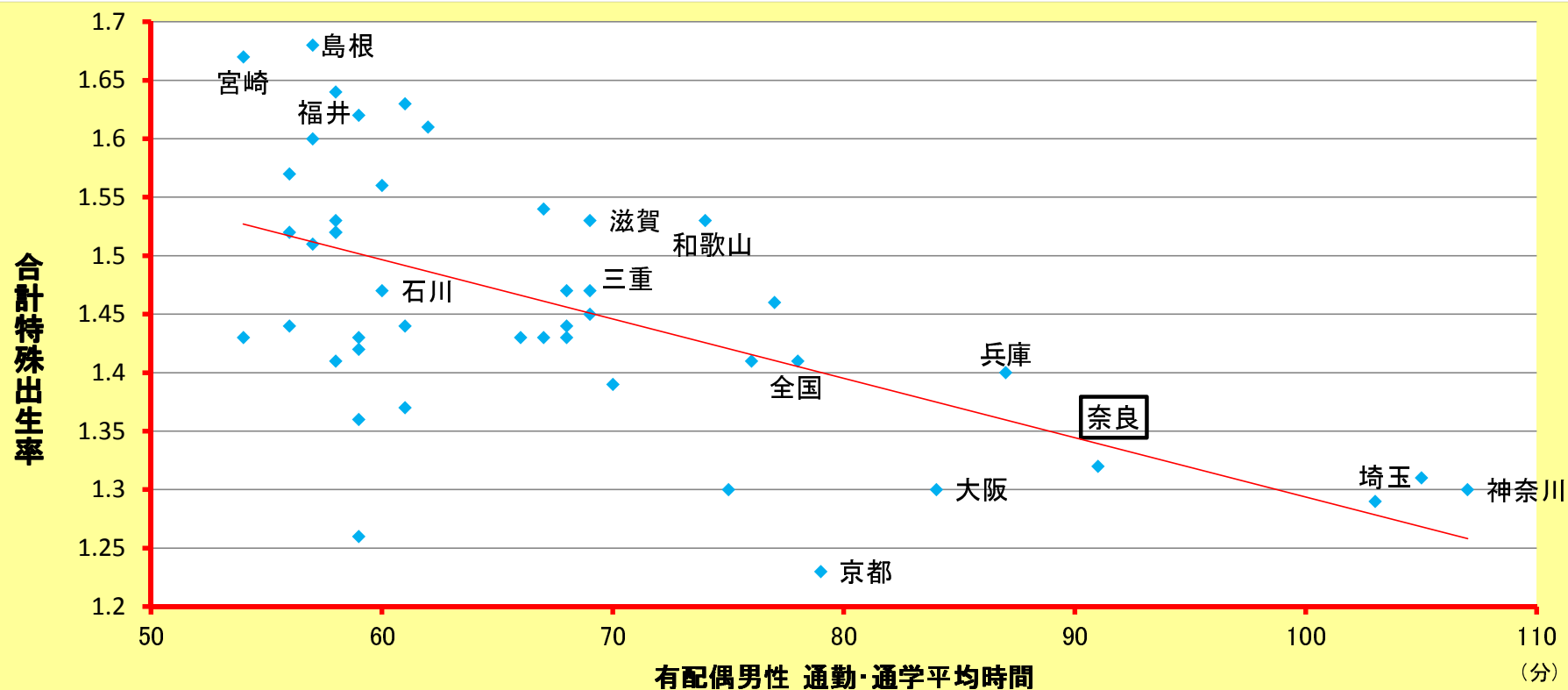


「有配偶女性通勤・通学平均時間」の出典は、平成23年「社会生活基本調査」。  
合計特殊出生率の「東京都1.09」と「沖縄県1.90」は異常値とみなし、上記相関図から除外。

出典:「社会生活基本調査」(平成23年度)、「合計特殊出生率」人口動態統計(平成24年)

## (参考)③ 合計特殊出生率と有配偶男性通勤等平均時間の関係

- 奈良県の「有配偶男性通勤・通学平均時間」は91分(全国78分)で全国5位(降順)、「合計特殊出生率」は1.32(全国1.41)全国39位(降順)。
- 「有配偶男性通勤・通学平均時間」が長くなるほど「合計特殊出生率」が低くなる相関がある。(相関係数0.60)

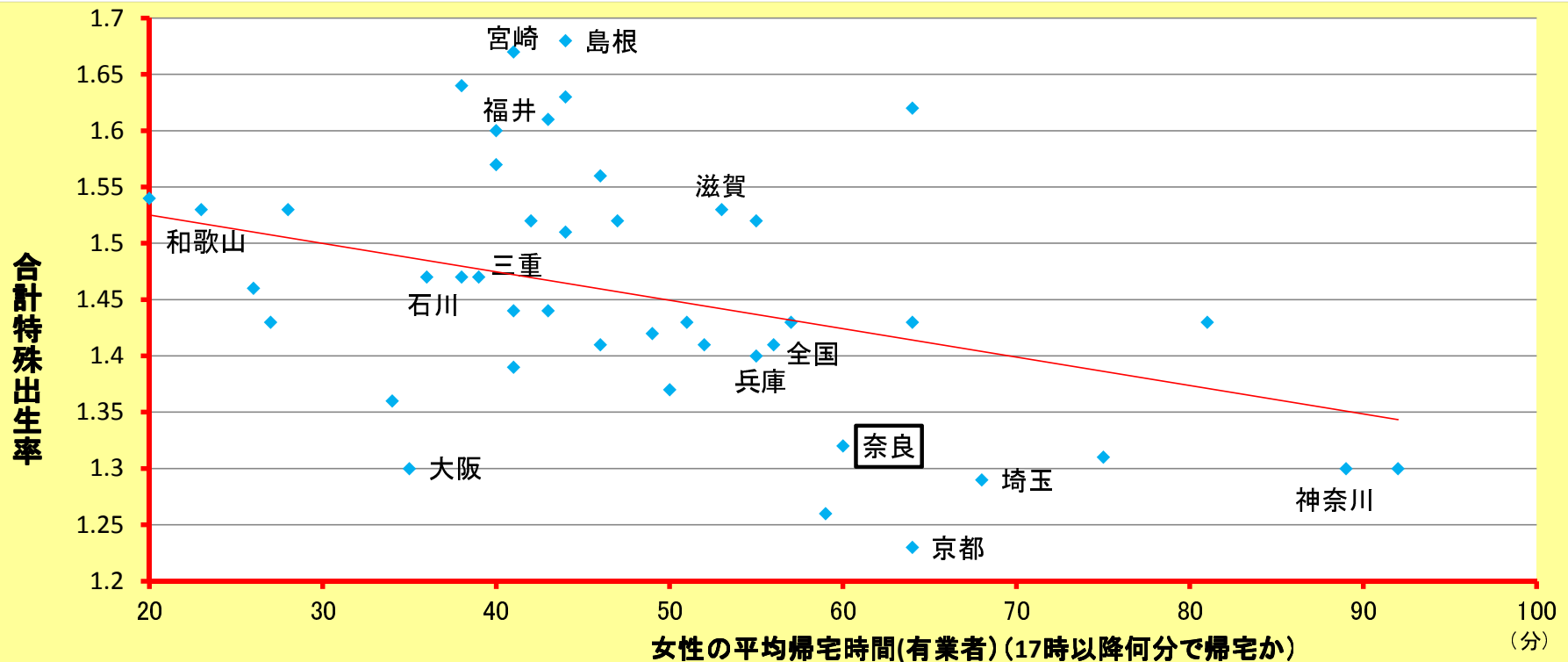


「有配偶男性通勤・通学平均時間」の出典は、平成23年「社会生活基本調査」  
 合計特殊出生率の「東京都1.09」と「沖縄県1.90」は異常値とみなし、上記相関図から除外。

出展:「社会生活基本調査」(平成23年度)、「合計特殊出生率」人口動態統計(平成24年)

## (参考)一④ 合計特殊出生率と女性の平均帰宅時間(有業者)の関係

- 奈良県の「女性の平均帰宅時間(有業者)」(17時以降何分で帰宅か)は60分(全国56分)で全国11位(降順)、「合計特殊出生率」は1.32(全国1.41)全国39位(降順)。
- 「女性の平均帰宅時間(有業者)」が遅くなるほど、「合計特殊出生率」が通勤時間ほどではありませんが、低くなる相関がある(相関係数0.40)。



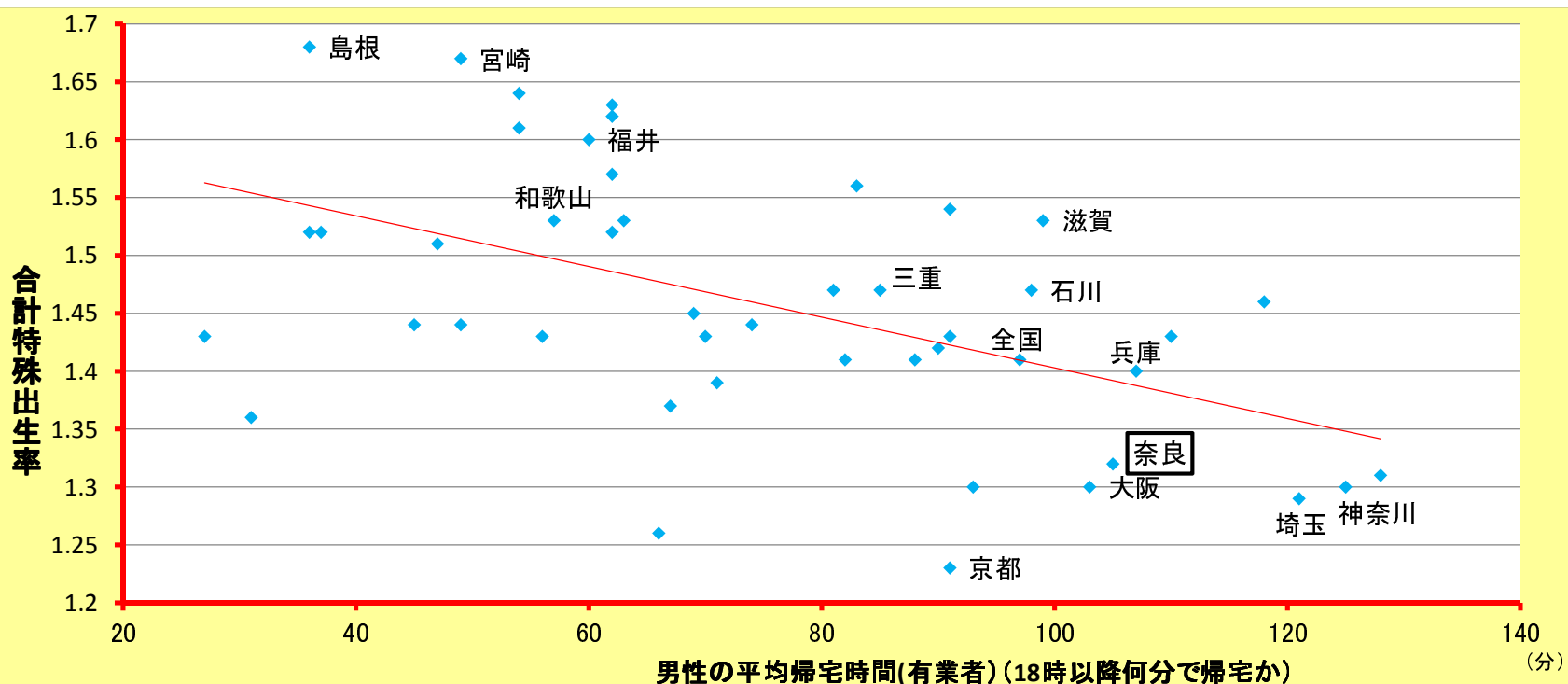
「女性の平均帰宅時間(有業者)」は、平成23年「社会生活基本調査」の「曜日、男女、仕事からの帰宅時刻別行動者数(構成比)及び平均帰宅時刻(有業者)」を基に作成。

合計特殊出生率の「東京都1.09」と「沖縄県1.90」は異常値のため、上記相関図から除外。

出展:「社会生活基本調査」(平成23年度)、「合計特殊出生率」人口動態統計(平成24年)

## (参考)⑤ 合計特殊出生率と男性の平均帰宅時間(有業者)の関係

- 奈良県の「男性の平均帰宅時間(有業者)」(18時以降何分で帰宅か)は105分(全国97分)で全国8位(降順)、「合計特殊出生率」は1.32(全国1.41)全国39位(降順)。
- 「男性の平均帰宅時間(有業者)」が遅くなるほど、「合計特殊出生率」が低くなる相関がある(相関係数0.52)。



「男性の平均帰宅時間(有業者)」は、平成23年「社会生活基本調査」の「曜日、男女、仕事からの帰宅時刻別行動者数(構成比)及び平均帰宅時刻(有業者)」を基に作成。

合計特殊出生率の「東京都1.09」と「沖縄県1.90」は異常値とみなし、上記相関図から除外。

出典:「社会生活基本調査」(平成23年度)、「合計特殊出生率」人口動態統計(平成24年)